（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三十条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届書の記載事項等） **第十五条**　第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。 ２・３　（略） （移送費の支給申請） **第二十七条の十一**　（略） ２　（略） ３　前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。	（届書の記載事項等） **第十五条**　第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。ただし、第二条及び第三条の届書には、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、届出人の住所、個人番号及び届出年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 ２・３　（略） （移送費の支給申請） **第二十七条の十一**　（略） ２　（略） ３　前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

（未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三十一条　未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクによる手続） **第四条**　（略） （削る） （フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第六条**　第四条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一・二　（略） （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第七条**　第四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクによる手続） **第四条**　（略） ２　前項に規定する請求者の氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより行うものとする。 （フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第六条**　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一・二　（略） （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第七条**　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）